

カバードワラントに関する有価証券上場規程の特例の施行規則

(上場申請に関する事項)

- 第1条 新規上場申請者が上場カバードワラント発行者（カバードワラントに関する有価証券上場規程の特例（以下「カバードワラント特例」という。）第10条第1項に規定する上場カバードワラント発行者をいう。）以外の者である場合は、当該新規上場申請者によるカバードワラント特例第3条に規定する上場申請は、本所がその都度定める日に行う。
- 2 カバードワラント特例第3条第2項第1号に規定する有価証券上場申請書には、銘柄毎に、銘柄名称、対象指標名、上場カバードワラント数、発行予定価格、プット・コール別、権利行使価格（上場申請日の対象指標の直近価格を用いて設定したもので、小数点以下2桁までとする。）、対象指標の価格、売買単位、権利行使日（売買期間（カバードワラント特例第6条第2号b(a)に規定する売買期間をいう。）の末日から起算して5日目（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日とする。）、売買期間の末日、カバードワラント付与率（1カバードワラントが表示する対象指標の保有数量）、償還金の計算方法及び本所が必要と認める事項を記載するものとする。
- 3 カバードワラント特例第3条第2項第1号及び同条第5項に規定する書類は、新規上場申請者が選定する代理人による署名で足りるものとし、代理人による署名とする場合は、新規上場申請者が当該代理人を選定する旨を証する書面の写しを添付するものとする。
- 4 カバードワラント特例第3条第2項第2号に規定する「本所が定める様式」とは、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第15条に掲げる区分に応じて同条に定める様式により作成

するものとし，同府令第17条に掲げる有価証券の発行者の区分に応じて同条に定める添付書類並びに監査報告書を添付するものとする。

5 カバードワラント特例第3条第2項第8号に規定する「保証会社」とは，新規上場申請者が発行するカバードワラントの償還債務について，債務保証を行う会社をいう。

第2条 削除

(新規上場申請者に係る上場審査基準に関する事項)

第3条 カバードワラント特例第5条第1項第1号に規定する「純資産の額」とは，新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記したときは，連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとし，新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは，貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額又は結合貸借対照表に基づいて算定される純資産の額をいうものとする。ただし，自己株式がある場合であって，本所が適当と認めたときは，当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額又は貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額若しくは結合貸借対照表に基づいて算定される純資産の額から当該自己株式の取得価額を減じた後の額をいうものとする。

2 前項の場合において，有価証券報告書等において本邦通貨換算後の純資産の額を記載している場合は，当該純資産の額を用いるものとし，本国通貨により純資産の額を記載している場合は，上場申請日における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値により本邦通貨への換算を行うものとする。

3 カバードワラント特例第5条第1項第2号に規定する「本所が定める基準」とは，信用格付業者等による短期社債に係る上位3番目までの格付とする。ただし，短期社債に係る格付を保有していない場合は

長期社債に係る上位3番目までの格付とする。

- 4 カバードワラント特例第5条第1項第3号に規定する「適切な規制」とは、金融当局による財務の健全性に関する規制を受けていることを指すものとする。
- 5 株券上場審査基準の取扱い2(8)aの規定は、カバードワラント特例第5条第1項第4号aに規定する「虚偽記載」について、同取扱い2(8)c((b)を除く。)の規定は、カバードワラント特例第5条第1項第4号bに規定する「本所が適当と認める場合」について、それぞれ準用する。この場合において、同取扱い2(8)c(a)中「監査報告書」とあるのは「監査報告書（最近1年間に終了する計算期間の財務諸表等に添付されるものを除く。）」と読み替えるものとする。

（上場審査料に関する事項）

第4条 カバードワラント特例第5条第3項に規定する上場審査料は、新規上場申請者につき200万円とする。ただし、上場申請日において、新規上場申請者の発行しているカバードワラントが本所に上場している場合には、納入を要しない。

- 2 上場審査料の納入は、本邦通貨によるものとする。（この取扱いは、上場手数料及びT D n e t 利用料の納入において同じ。）

（新規上場申請銘柄に係る上場審査基準に関する事項）

第5条 カバードワラント特例第6条第2号aに規定する金融指標において、新規上場申請者が、対象指標に上場有価証券の価格を選択する場合、上場申請日の前日において次の各号に該当する銘柄以外から選択すること。

- (1) 開示注意銘柄、特設注意市場銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄
- (2) 売買期間内に対象指標の上場有価証券の発行会社が被合併会社と

なる会社合併，対象指標の上場有価証券の発行会社が完全子会社となる株式交換，人的分割（吸収分割にあっては会社の分割と同時に吸収分割承継会社が吸収会社の株主に対し剩余金の配当を行う分割を，新設分割にあっては会社の分割と同時に新設分割設立会社が新設分割会社の株主に対し剩余金の配当を行う分割をいう。以下同じ。），株式分割，株式無償割当て，株式併合又は株式移転の予定が公表されている銘柄

- (3) 有価証券を上場する金融商品取引所が貸借銘柄に選定していない銘柄
 - (4) 有価証券を上場している金融商品取引所の業務規程に定める指定証券金融会社が，貸借取引の新規申込を停止している銘柄
 - (5) 前各号のほか，公益又は投資者保護のため，対象指標である上場有価証券として本所が不適当と認める銘柄
- 2 上場申請日以後上場日までに，新しく前項に該当することとなった銘柄は，新規上場申請の受理又は上場承認を取り消すものとする。
- 3 カバードワラント特例第6条第2号b(a)に規定する「権利行使日」とは，権利行使日繰上げ価格が設定されているカバードワラントにあっては，上場時の当初設定日をいう。
- 4 カバードワラント特例第6条第2号b(d)及び(f)に規定する「償還金」とは，カバードワラント保有者が，権利行使価格と最終参照価格（新規上場申請者が事前に定める方法により算出された決済価格をいい，小数点以下2桁までとする。以下同じ。）との差額として受領する金銭をいうものとする。ただし，同特例第15条第1号以外の事由による上場廃止により当初の売買期間の末日を変更する場合は，新規上場申請者がその都度定める計算方法に基づいて算出されるものとする。
- 5 カバードワラント特例第6条第2号dに規定する「時価総額」とは，上場申請日における発行予定価格に上場する見込みのカバードワラン数を乗じたものとする。

- 6 カバードワラント特例第6条第2号eに規定する「指定振替機関」とは、株式会社証券保管振替機構とする。
- 7 カバードワラント特例第6条第2号fに規定する「指定参加者」とは、新規上場申請者が発行するカバードワラントの円滑な流通の確保を図る現物取引参加者をいう。

(予備申請に関する事項)

第6条 第4条の規定は、カバードワラント特例第7条第3項に規定する予備審査料について準用する。この場合において、第4条中「新規上場申請者」とあるのは「予備申請を行う者」と、「上場申請日」とあるのは「上場予備申請の日」と読み替えるものとする。

(上場申請のための提出書類の公衆縦覧に関する事項)

第7条 カバードワラント特例第9条に規定する「本所が定める書類」とは、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) カバードワラント特例第3条第2項第3号に規定する書面
- (2) カバードワラント特例第3条第2項第4号に規定する書面の写し
- (3) カバードワラント特例第3条第2項第5号に規定する発行書類
- (4) カバードワラント特例第3条第2項第8号に規定する保証会社に係る書類
- (5) 前各号のほか、本所が必要と認める書類

(上場カバードワラント発行者が行う適時開示に関する事項)

第8条 カバードワラント特例第10条第1号1に規定する事項には、権利行使日繰上げ価格が設定されているカバードワラントにおける権利行使日の繰上げを決定した場合を含む。

- 2 カバードワラント特例第10条第2項に規定する「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示等規則」

という。)及びその取扱いに定めるところに準じる」とは、原則として、同規則第2条の2から第3条まで、第4条から第4条の3まで、第7条、第15条の2、第17条、第18条、第20条及び第21条並びに同取扱い1の2(1)に定めるところに準じることをいうものとする。ただし、同規則第4条の3に規定する情報取扱責任者を設置する場合は、同規則第20条に規定する代理人を設置しないことができる。

(決定事項等に係る通知及び書類の提出等に係る事項)

第9条 カバードワラント特例第13条第1項に規定する通知は、上場カバードワラントの発行者又は保証会社の取締役会等における決議又は決定(取締役会で決議したこと(代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手続きに従い決定したことをいい、委員会設置会社にあっては、執行役が決定したことを含む。)をいう。以下同じ。)を行った後、直ちに取締役会決議通知書(代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書とする。以下同じ。)を提出することにより行うものとする。

2 カバードワラント特例第13条第1項第1号に規定する書類の提出は、カバードワラント特例第10条第1項第1号aに係るカバードワラントの追加発行について決議又は決定を行った場合は、次の各号に掲げる書類を次の各号に定める時期までに提出するものとする。

- | | |
|----------------------|--------|
| (1) カバードワラントの追加発行日程表 | 確定後直ちに |
| (2) カバードワラントの発行書類 | 作成後直ちに |

3 カバードワラント特例第13条第1項第1号に規定する書類の提出は、同特例第10条第1項第1号1に係るカバードワラントの権利行使日の繰上げを決定した場合は、カバードワラントの権利行使日の繰上げを決定したことを記載する書類を作成後直ちに提出するものとする。

4 カバードワラント特例第13条第1項第3号に規定する事項には、カバードワラント特例第4条第2項に規定する取引所規則の遵守に関する

る確認書を提出した代表者の異動を含むものとする。

- 5 第2項に規定する場合には、第10条第1項第2号c及び第11条第1項第2号cに規定する内閣総理大臣等の承認を受けた場合を含むものとし、当該場合には、当該内閣総理大臣等の承認に係る通知書の写しを受理後遅滞なく提出するものとする。
- 6 カバードワラント特例第13条第3項に規定する書面には、上場カバードワラント発行者の代表者による署名を要するものとする。
- 7 カバードワラント特例第13条第3項に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して上場カバードワラント発行者の代表者が確認した内容を記載するものとする。

(発行者による公表に関する事項)

第10条 カバードワラント特例第14条第1項に規定する本所が定める方法は、電磁的方法による公表とする。

(上場廃止基準に関する事項)

第11条 カバードワラント特例第15条第3号の基準については、次の各号のとおり取り扱うこととする。

- (1) カバードワラント特例第15条第3号に規定する「上場カバードワラント発行者又は保証会社が法律の規定に基づく破産手続を必要とするに至った場合」とは、上場カバードワラント発行者又は保証会社が、法律に規定する破産手続の原因があることにより、破産手続を必要と判断した場合をいう。
- (2) カバードワラント特例第15条第3号に規定する「これに準ずる状態になった場合」とは、上場カバードワラント発行者又は保証会社が債務超過又は支払不能に陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨について取締役会等における決議又は決定が行われた場合とする。この場合、当該上場

カバードワラント発行者又は保証会社から，取締役会決議通知書による報告を受けた日に同号に該当するものとして取り扱うものとする。

2 カバードワラント特例第15条第5号に規定する「本所が定めるコポレート・アクション」とは，次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 1株につき1株以上の株式を無償で割り当てる場合又は1株につき1株以上の株式を受け取れる新株予約権を無償で割り当てる場合
- (2) 会社の分割（人的分割に限る。）
- (3) 対象指標の上場有価証券の発行会社が被合併会社となる会社合併及び対象指標の上場有価証券の発行会社が完全子会社となる株式交換又は株式移転

3 カバードワラント特例第15条第6号の基準について，上場有価証券の価格以外の金融指標を対象指標とする上場カバードワラントにおいては，対象指標の算出停止期間が一時的であると本所が認める場合は上場廃止を行わないものとする。

4 カバードワラント特例第15条第8号に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」については，株券上場廃止基準の取扱い1(11)(gを除く。)の規定を準用する。この場合において，同取扱い1(11)中「第12号」とあるのは「第15条第8号」と，同(11)f中「適時開示等規則第2章」とあるのは「第10条及び第11条」と読み替えるものとする。

5 カバードワラント特例第15条第9号の基準については，次の各号のとおり取り扱うこととする。

- (1) 株券上場審査基準の取扱い2(8)aの規定は，カバードワラント特例第15条第9号aに規定する「虚偽記載」について準用する。
- (2) カバードワラント特例第15条第9号bに規定する「本所が別に定める場合」とは，天災地変等，上場カバードワラント発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合をいうものとする。

(上場廃止日の取扱いに関する事項)

第12条 上場カバードワラント特例第17条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) カバードワラント特例第15条第1号に該当することとなる銘柄
売買期間の末日の翌日とする（権利行使日繰上げに伴う売買期間の末日の繰上げが行われた場合は、速やかに上場を廃止する必要があるものとし、金融商品取引所等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第54号）第72条第3項第4号の規定に基づく手続きを行う。）。
- (2) カバードワラント特例第15条第4号に該当することとなる銘柄
対象指標の上場有価証券の上場廃止日
- (3) カバードワラント特例第15条第5号に該当することとなる銘柄
当該コーポレート・アクションの効力発生日を上場廃止日とする。
ただし、当該コーポレート・アクションに伴って対象指標の上場有価証券が上場廃止となる場合は、当該上場廃止日の4日前の日
- (4) カバードワラント特例第15条第6号に該当することとなる銘柄
当該対象指標となる金融指標が算出停止となる日の3日前の日
- (5) カバードワラント特例第15条第10号に該当することとなつた銘柄
指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務における取扱いの対象とならないこととなる日から起算して4日前の日
- (6) カバードワラント特例第15条第11号のうち、カバードワラントの不正発行を行った場合に該当する銘柄
上場廃止の決定後遅滞なく
- (7) カバードワラント特例第15条第11号に該当することとなつた銘柄
(前号に該当する場合を除く。)
本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの範囲内の日で、その都度決定する日

(8) 前各号に掲げる銘柄以外の銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

- 2 権利行使を行う銘柄については、前項各号に規定する上場廃止日から起算して4日目の日を権利行使日とする。

(上場手数料に関する事項)

第13条 上場カバードワラント特例第18条に規定する上場手数料は、1銘柄あたり60万円とする。

- 2 前項の上場手数料は、上場日を含む月の翌月の末日までに、本所が定める方法により、納入するものとする。

(T D n e t 利用料)

第14条 上場カバードワラント特例第19条に規定するT D n e t 利用料は年額8万9,250円とし、2月末日及び8月末日に分けて納入するものとする。

- 2 前項に規定するT D n e t 利用料について、2月末日に納入するT D n e t 利用料は4月から9月までの期間に対応することとし、8月末日に納入するT D n e t 利用料は10月から翌年の3月までの期間に対応するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、カバードワラントが本所に上場していない新規上場申請者に係るT D n e t 利用料については、新たに上場するカバードワラントの新規上場日の属する月の翌月末日までに、次の各号に定める区分に従い、次の各号に定めるT D n e t 利用料を納入するものとする。

- (1) カバードワラントが本所に上場していない新規上場申請者のカバードワラントが、1月1日から3月末日又は7月1日から9月末日

までの間に上場された場合

T D n e t 利用料の 4 分の 3

(2) カバードワラントが本所に上場していない新規上場申請者のカバードワラントが、4月1日から6月末日又は10月1日から12月末日までの間に上場された場合

T D n e t 利用料の 4 分の 1

4 本所は、すべての上場カバードワラントが上場廃止となった上場カバードワラント発行者の T D n e t 利用料について、次の各号に定める区分に従い、次の各号に定める金額を超過支払金額として返還するものとする。

(1) 1月1日から3月末日又は7月1日から9月末日までにすべての上場カバードワラントが上場廃止となった上場カバードワラント発行者

T D n e t 利用料の 4 分の 1 (2月末日又は8月末日において4月から9月まで又は10月から翌年3月までの期間に対応する T D n e t 利用料が納入されている場合にあっては、T D n e t 利用料の 4 分の 3)

(2) 4月1日から6月末日又は10月1日から12月末日までにすべての上場カバードワラントが上場廃止となった上場カバードワラント発行者

T D n e t 利用料の 4 分の 1

付 則

- 1 この規則は、平成20年8月20日から施行する。
- 2 上場カバードワラント特例第18条に規定する上場手数料は、当分の間、第13条第1項の規定にかかわらず1銘柄あたり20万円とする。

付 則

この規則は，平成21年2月2日から施行する。

付 則

この規則は，平成21年12月30日から施行する。

付 則

この規則は，平成22年6月30日から施行する。

付 則

(施行日等)

第1条 この施行規則は，平成22年9月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず，改正後の平成20年8月20日改正付則第2項の規定は，平成23年1月4日から施行する。

(早期参入報奨金)

第2条 カバードワラント取引を開始する又は開始した旨を平成22年12月30日までに表明した取引参加者（以下「対象取引参加者」という。）に対し，各対象取引参加者の毎月のカバードワラント売買代金（カバードワラントに係る売買立会による売買（過誤訂正のための売買を含む。）の市場内における売付代金及び買付代金の合計額をいう。以下同じ。）に応じて早期参入報奨金を支払う。

2 取引参加者は，カバードワラント取引を開始する又は開始した旨を表明しようとする場合は，本所の定める様式により作成した書面を本所に提出するものとし、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

3 対象取引参加者が，取引資格喪失申請を行い，その取引資格喪失と同時に，取引資格を取得する者又は取引参加者に合併され，分割によりカバードワラントに係る事業を承継させ若しくはカバードワラントに係る事業を譲渡する等の場合には，当該取引資格を取得する者又は取引参加者を対象取引参加者とみなす。

(早期参入報奨金の金額)

第3条 早期参入報奨金は，平成23年1月から平成24年12月までの各月

の対象取引参加者におけるカバードワラント売買代金に万分の100を乗じた金額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の計算方法により算出した早期参入報奨金の合計額が当月におけるカバードワラントに係る上場手数料の合計額を超える場合は、当月におけるカバードワラントに係る上場手数料の合計額を本所が各対象取引参加者へ支払う早期参入報奨金の合計額の上限とする。この場合の本所が各対象取引参加者へ支払う早期参入報奨金の金額は、当月におけるカバードワラントに係る上場手数料の合計額に当月における全対象取引参加者のカバードワラント売買代金に占める各対象取引参加者のカバードワラント売買代金の比率を乗じて算出した額とする。
- 3 前項の当月におけるカバードワラントに係る上場手数料の合計額は、
1 銘柄あたり3万円を差し引いて算出する。

(指定参加者の取扱い)

第4条 指定参加者は、全ての銘柄において早期参入報奨金支払いの対象外とする。

- 2 対象取引参加者が新たに指定参加者となった場合には、指定参加者となった月より早期参入報奨金支払いの対象外とする。

付 則

この規則は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成23年3月31日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。